

【縦覧用】

平成23年4月25日、第28回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 本 | 田 | 信 | 幸 | |
| 2番 | 清 | 原 | 賢 | 一 | |
| 3番 | 太 | 田 | 誠 | | |
| 4番 | 國 | 見 | 正 | 則 | |
| 5番 | 久 | 保 | 伸 | 一 | |
| 6番 | 本 | 田 | 芳 | 明 | |
| 7番 | 小 | 沼 | 悟 | | |
| 8番 | 佐 | 々 | 木 | 邦 | 夫 |
| 9番 | 山 | 本 | 清 | | |
| 10番 | 片 | 野 | 博 | | |
| 11番 | 赤 | 波 | 江 | 利 | 夫 |
| 12番 | 重 | 松 | 秀 | 光 | |
| 13番 | 纓 | 坂 | 尚 | 久 | |
| 14番 | 金 | 刺 | 健 | 四 | 郎 |
| 15番 | 松 | 本 | 幸 | 男 | |
| 16番 | 安 | 田 | 稔 | | |
| 17番 | 戸 | 田 | 重 | 勝 | |
| 18番 | 藤 | 原 | 勝 | 一 | |

附議した案件

- 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第104号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第105号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第106号 現況証明願いについて
議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第108号 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
議案第109号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
報告第27号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

（開会 13時30分）

- 議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から第28回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番 本田芳明 委員
7番 小沼悟 委員
以上、2名を指名いたします。
日程2、会務報告を事務局長から報告いたします。
事務局長

- 事務局長 3月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
最初は、北海道農業会議第75回総会および平成22年度全道農業委員会会長・事務局長会議が3月25日札幌市で開催され、会長と事務局長が出席しております。

総会では平成22年度の収支補正予算、平成22年度職員退職給与積立金会計収支補正予算、平成23年度事業計画並びに収支予算等について審議され、全会一致で決定されました。

引き続き会長・事務局長会議が開催され、「農業委員会の適正な事務実施について」の改正概要の説明と今後の農業政策等に関し、「TPP交渉への対応について」、「WTO農業交渉・日豪EPA交渉における適切な国際規律の確立」、「農地政策の充実強化」、「担い手の育成と支援の強化」等について本道農業委員会組織としての要望・意見をとりまとめ、本道選出国議員に対し要請活動を行なっていくことを確認しました。また、「TPP及び日豪EPA等に関する要請決議」が提起され、決定したところであります。

次に、平成23年度根室地方農業委員会連合会定期総会前の地方連会長、副会長による役員会が4月13日中標津町役場で行なわれております。会長、事務局長が出席しております。

次に平成23年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成23年度根室地方農業者年金協議会総会並びに平成23年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月18日標津町で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会では、平成22年度の事業報告及び決算報告、平成23年度の事業計画及び予算を審議し決定したところであります。また、農業委員統一選挙に伴う北海道農業会議役員選考検討委員会の委員として栗栖地方連会長を選出いたしましたところであります。

根室地方農業者年金協議会総会では平成22年度の事業報告及び決算報告、平成23年度の事業計画及び予算を審議し決定したところであります。

北海道農業会議が主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議は、農業会議の岡本副会長、乾部長、幡野調査役が出席し行なわれ、平成24年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討では、5月26日開催の全国農業委員会会長大会に合わせ、北海道選出国議員に対する陳情要請集会が開催されることから、「今後の農業政策等に関する要望」が協議され、東日本大震災復興対策について、TPP交渉への対応について、WTO農業交渉、日豪EPA交渉における適切な国際規律の確立、農地政策の充実強化、担い手の育成と支援対策の強化、農業経営安定対策の確立、農業委員会系統組織体制の強化と関係予算の確保などについて要望していくことを確認しております。つづけて、平成23年度北海道農業会議事業推進の重点事項、第21回農業委員統一選挙の実施、農業者年金の加入推進、農業委員会系統組織の情報提供活動の取組みと全国農業新聞の普及推進について説明を受け協議したところであります。

最後に、第32回家族協定調印式を4月22日に開催し、平成22年度に後継者へ経営移譲した五つのご家族にお集まりいただき、経営移譲後の家族間における協定内容について確認をし、農業委員会会長、農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと調印を行ないました。来賓として、中標津町長、普及センター北根室所長の御臨席を頂き、挨拶をいただいたところであります。農業委員の皆様にも御忙しい中、ご出席いただきました。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。

(挙手あり) 櫻坂委員

櫻坂委員 13番櫻坂です。

議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)についてご説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字協和

歳 農業

借主 中標津町字協和

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		牧場	畑	5,943	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者へ再度使用貸借する。

借主 再度使用貸借を受けて農業経営を継続する。

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が後継者である 氏に経営移譲している農地を使用貸借期間満了のため再設定するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程4、議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。

(挙手あり) 金刺委員

金刺委員 14番金刺です。

議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

申請人 中標津町字西竹

2. 許可を受けようとする土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	50,415 の内 17,100	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨・土 採取の為

4. 転用期間 平成23年5月18日から平成24年5月17日

5. 採取量 砂利 8,630 m³ ・ 黒墨 16,869 m³ ・ 土 18,696 m³

6. 最大切深 13.0 m

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものであります。

氏の4条申請による砂利等採取については、平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることで、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、送付いたします。

日程5、議案第105号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 7番小沼です。

議案第105号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1) について説明

いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
貸主 中標津町字依橋
借主 標津町南6条

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	所有者
		公簿	現況		
		畑	畑	4,919の内 2,482	
		原野	〃	17,412の内 8,061	
		〃	〃	4,592の内 367	
計 3 筆			畑	10,910	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨 採取のため
4. 転用の期間 平成23年5月20日から平成24年5月19日まで
5. 権利の種類 賃貸借権
6. 採取量 砂利 4,633㎡ ・ 黒墨 3,842㎡
7. 最大切深 8.0m
8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。
この申請地については、平成22年の採取地に隣接した農地であり、今回の5条申請面積については10,910㎡となっております。

資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。
(挙手あり) 本田信幸委員

- 本田信委員 1番本田です。
上程になりました議案第105号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(2)について説明いたします。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字養老牛
借主 中標津町東20条

2. 許可を受けようとする土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	61,079 の内 19,953	

3. 許可を受けようとする事由 砂・土 採取のため
 4. 転用の期間 平成23年6月1日から平成24年5月31日まで
 5. 権利の種類 賃貸借権
 6. 採取量 砂 18,279^m3 ・ 土 65,286^m3
 7. 最大切深 10.4m
 8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂・土採取のため申請があったものです。

今回の申請に先立ち、採取方法など協議を重ね3月25日には、申請地において農地委員会、第6地区推進班、採取業者を交え現地確認をしました。

総合的に判断した結果、当該地は20m以上の高低差がある起伏が激しいところであり、作業効率の悪い農地であります。

一時転用の完了後には一定勾配で整地されることから、うねりや急勾配も解消され、作業効率や安全面からも優良な農地に復元されるものであり、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

農地委員会の時にも土についての議論がありましたが、本件については表土ではなく砂利の混ざった土と判断し、止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかりいたします。
 本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、送付いたします。
 日程6、議案第106号「現況証明願いについて」を上程いたします。
 ここで、会議規則第16条の規定により、委員の退席をお願い致します。
 (委員、退席)
 (1)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。
 (挙手あり) 金刺委員

金刺委員 14番金刺です。
 議案第106号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町南中

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草 放牧地以外	2,301	雑種地
		"	"	1,163	"
		"	"	3,096	"
		"	"	1,009	"

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は約2.1町の1筆地となっている農地を、宅地までの道路用地、施設用地として使用している雑種地と今後、後継者住宅の建設により宅地となる予定地として17の17を分筆し、地目を整理するものであります。

もともと農業用施設用地として利用されていたところで、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(委員、着席)
委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。
(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 7番小沼です。
議案第107号(1)(2)について説明いたします。
なお、貸主が同一のため、一括して説明いたします。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	103,490	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの。

借主 期間満了により再設定するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで

6. 価格 年 360,000円

7. 資金調達方法 自己資金 360,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	32,455	牧草畑
		山林	"	16,318	"
計 2 筆			畑	48,773	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの。

借主 期間満了により再設定するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで

6. 価格 年 180,000円

7. 資金調達方法 自己資金 180,000円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (3)から(7)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。
 (挙手あり) 國見委員

國見委員 4番國見です。
 議案第107号(3)から(7)についてご説明致します。
 なお、貸主が同一のため、一括して説明いたします。
 (以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町りんどう町

歳 無職

借主 中標津町北中

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	93,874	牧草畑
		原野	"	6,567	"
計 2 筆			畑	100,441	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの。

借主 期間満了により再設定するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで

6. 価格 年 355,500円

7. 資金調達方法 自己資金 355,500円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町りんどう町

歳 無職

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	49,981	牧草畑
		畑	"	109,340	"
		原野	"	30,504	"

	山林	畑	6,990	牧草畑
計 4 筆		畑	196,815	

3. 許可を受けようとする事由
貸主 期間満了により再設定するもの。
借主 期間満了により再設定するもの。
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで
6. 価格 年 759,300円
7. 資金調達方法 自己資金 759,300円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町りんどう町 歳 無職
借主 中標津町字開陽 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,227	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
貸主 期間満了により再設定するもの。
借主 期間満了により再設定するもの。
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで
6. 価格 年 192,000円
7. 資金調達方法 自己資金 192,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別紙

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町りんどう町 歳 無職
借主 中標津町りんどう町 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	47,127の内 27,120	牧草畑
		原野	〃	47,880	〃
計 2 筆			畑	75,000	

3. 許可を受けようとする事由
貸主 期間満了により再設定するもの。
借主 期間満了により再設定するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで
 6. 価格 年 277,500円
 7. 資金調達方法 自己資金 277,500円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町りんどう町 歳 無職
 借主 中標津町字西竹

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	32,958	牧草畑
		"	"	33,422	"
		"	"	33,187	"
		畑	"	34,114	"
		"	"	1,983	"
		"	"	1,929	"
		"	"	5,758の内 3,974	"
		原野	"	30,995	"
計 8 筆			畑	172,562	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの。
 借主 期間満了により再設定するもの。
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日まで
 6. 価格 年 611,400円
 7. 資金調達方法 自己資金 611,400円
 8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

これら5件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(3)から(7)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(8)と(9)について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。

(挙手あり) 金刺委員

金刺委員 14番金刺です。

上程になりました、議案第107号(8)(9)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字豊岡

譲受人 中標津町字協和

歳 農業

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	98,490	牧草畑
		"	"	16,484	"
		牧場	採草放牧地	10,241	採草放牧地
		畑	畑	5,063	牧草畑
		"	"	6,413	"
計5筆 136,691m ²			畑	126,450	
			採草放牧地	10,241	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 集積を図る為、近隣農家に譲渡するもの。

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 9,561,000円

6. 資金調達方法 農家経済改善資金 9,500,000円

自己資金 61,000円

7. 譲受人の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
					牛 頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、 から近隣農地の集積を図るため、譲渡のあっせんの申出がされましたので、地区内にてあっせん協議をした結果、近隣農家の氏に譲渡するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

(以下、議案資料を朗読)

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字協和

歳 会社員

譲受人 中標津町字豊岡

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	採草放牧地	23,408	採草放牧地
		畑	畑	6,413	牧草畑
		雑種地	〃	4,811	〃
計3筆		34,632 m ²		畑	11,224
				採草放牧地	23,408

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 離農により、近隣農家に譲渡するもの。

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 862,000円

6. 資金調達方法 自己資金 862,000円

7. 譲受人の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏の離農に伴い、平成21年度に保有合理化促進事業により農地を整理したところ、障害物が存在していたため、事業から外されていた農地であります。この度、障害物が撤去されたため、あっせん協議時の購入予定者であった に譲渡するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(8)と(9)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程8、議案第108号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」を上程致します。
 提案内容を事務局から説明願います。
 (挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第108号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任に

ついて」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条の2の規定に基づく町長からの事務委任に対する同意について承認を求めるものでございます。

33ページをお開きください。

中標津町が設置した農業経営基盤強化促進法第11条の9の規定に基づく農地利用集積円滑化団体の事務の一部について農業委員会が事務委任を受けるものでございます。

委任される事務は下記の内容でございます。

中標津町の農地利用集積円滑化団体が行なう事業が、農地所有者代理事業でございますので、賃貸借に関する事務となっております。

貸付農用地等の評価、貸付相手の選定等利用調整、及び利用集積の作成申し出に関する事務でございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程9、議案第109号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第109号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について」ご説明申し上げます。
農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について承認を求めるものでございます。
35ページをお開きください。
中標津町農業委員会では、管内全域の農地取得に係る下限面積を農地法第3条第2号第5項による面積とし、別段の面積は定めないものとするものでございます。
従いまして、中標津町の下限面積は2haとなるものであります。
設定の理由でございますが、町内の農業者の平均的経営面積が既に2ha以上となっているためでございます。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程10、報告第27号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第27号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご報告致します。
ページは、37ページになります。
今回については、平成23年1月6日付～平成23年3月25日付で、認定のあった者及び変更者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。
再認定者14名、計画認定変更者2名となっています。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第28回中標津町農業委員会総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 14時03分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年4月25日

会 長 _____

6 番 _____

7 番 _____